

成田市自動販売機設置事業者募集要領

1. 目的

この要領は、公共施設の利用者が利用する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置予定業者を選定するために、必要な手続を定めるものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の入札に参加しようとする方は、この要領をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

2. 自販機設置公募物件

- (1) 設置場所等の詳細は、別添の貸付物件一覧表（以下「一覧表」という。）及び自販機設置予定箇所図（以下「箇所図」という。）を参照してください。
- (2) 入札は、一覧表の入札区分ごとに行います。
- (3) 入札区分Aについては、設置業者を3者（各1台）募集し、落札額が高い入札者から順に設置場所を選択できます。なお、同一の設置業者が複数台を落札することはできません。（詳しくは、【12. 落札者の決定】をご覧ください。）
- (4) 入札区分Bについては、参加資格に次の制限があります。
「成田市内に本店又は支店が登記されている法人又は成田市に居住し業を営んでいる個人」であること。
- (5) 入札区分Cは、紙コップ式自動販売機の設置に限定します。
給水方式は水道直結方式とします。また、水道直結工事については、市において設置壁面での水道水配管を敷設しております。市設置の元栓以降、自販機に至る配管については設置業者負担にて施工してください。
（設置配管口径：2分の1インチ・メス）
- (6) 入札区分Dは、商品をキャップ付きの飲料に限定します。
- (7) 入札区分G、H、I、J、K、Lは、商品を飲料、パン・カップ類、栄養補助食品、冷凍食品等とします。
- (8) 商品補充等の日常管理に支障がないか、応募前に必ず現地を確認してください。
また、箇所図と現地に違いがある場合は、現地を優先させていただきます。
- (9) 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースを含みません。
- (10) 最低貸付料には消費税相当分を含みません。

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

- (3) 令和2年度及び令和3年度において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

4. 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

(3) 貸付料等

①貸付料

一覧表の物件番号ごとに、成田市が設定する最低貸付料以上で、最高の入札価格に消費税相当額を加算した額をもって貸付料（以下、「貸付料」とする。）とします。

なお、入札区分 E、F、G、H、I、J、K、L は貸付場所が土地の一部の物件であるため、非課税とします。

貸付料は、当初の年度分は貸付期間の開始から起算して30日以内に、次年度の貸付料については、当該年度の4月30日までに、成田市が発行する納入通知書により納入してください。

②電気料金

入札区分 A、B、C、D、E、F は自販機設置に係る電気料金については設置業者の負担とし、成田市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入してください。

使用した電気料金については、当該自販機用の積算電力計（子メーター）を設置業者の負担により設置し、次の算定方式により算定します。

なお、電気料金の請求は市が子メーターを確認の上、3か月ごとに行います。

| |
|-----------------------------------|
| ※ 電気使用料金 = 電気料単価（税込）× 子メーターの消費電力量 |
|-----------------------------------|

入札区分 G、H、I、J、K、L は、外部電源がありませんので、設置事業者の負担で

電源工事又は電気工事（子メータ設置工事を含む）を行ってください。（工事には数ヶ月かかる可能性があります）

なお、自動販売機の設置時期に関わらず、貸付期間は令和5年4月1日からとなり、貸付料が発生します。

また、電気料金は、設置事業者から電力会社へ直接お支払いください。

③上水道料金（入札区分Cのみ）

自販機設置に係る上水道料金については設置業者の負担とし、成田市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入してください。

使用した上水道料金については、次の算定方式により算定します。

1杯当たりの使用水量については、落札後、自販機を設置するまでの間に市へ書面により報告をしてください。また、ホット、コールド等の販売品目により1杯当たりの使用水量が変わる場合は、その内訳を報告してください。

| |
|--|
| ※ 上水道使用料金 = 上水道料単価（税込）× 販売数量（杯）× 1杯当たり使用水量 |
|--|

④その他必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に必要とする経費は、設置業者の負担とします。

⑤遅延損害金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に民法第404条に規定する利率の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない。）を遅延損害金として支払わなければなりません。

（4）貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ①貸付物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

（5）設置する自動販売機

- ①本体規格については、設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ②自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ③省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）の機種とすること。

- ④フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑤その他の個別条件については、別添の箇所図を参照すること。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ①自販機の維持管理は設置業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として自販機1台に対して1個の割合で、本市の指示した指定位置に、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙コップ等）の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
なお、入札区分 G、H、I、J、K、L について、食品用のゴミ箱を設置する必要はありません。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ④自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については、設置業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。
- ⑤自販機の売上額及び売上数について、月ごとに集計を行い、3か月ごとに各施設担当課へ報告すること。なお、入札区分 C については〔様式8〕を、入札区分 C 以外については〔様式7〕を使用すること。

(7) 原状回復

設置業者は、貸付期間が満了したときは速やかに原状回復をすること。

(8) 設置業者の自己都合による契約解除及び違約金

設置業者は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、貸付料とは別に貸付料の3か月分に相当する額の違約金を市に支払うこと。

なお、この場合、次回の入札参加資格がないものとします。

5. 募集要領の配布

(1) 配布期間

令和5年1月15日（日）から令和5年2月14日（火）まで

(2) 配布方法

市のホームページからダウンロードまたは、一覧表の担当課窓口にて配布します。

（配布の場合、課窓口は土、日、祝日、図書館は休館日を除く）

6. 質疑応答

募集要領に関する質問がある場合は、質問書〔様式4〕を使用して、E-mail 又は FAX で、各施設に関するものは一覧表の担当課へ、募集全般に関するものは管財課へ提出してください。担当課の連絡先は15. 各施設連絡先を参照してください。
なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 質問受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年1月31日（火）15時まで （必着）

(2) 回答

市のホームページ上で公開します。（公開予定日：令和5年2月6日（月））

7. 入札参加申込等

申込みにあたっては、本要領を熟読し、契約条件、現況等をご自身で確認の上、お申し込みください。

(1) 申込受付期間及び提出場所

①期間 令和5年2月7日（火）から令和5年2月14日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く。）

③場所 成田市役所総務部管財課（本庁舎4階）

（〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地）

(2) 提出書類

下記書類を角2封筒に入れて提出してください。封筒に大きさ以外の指定はありません。

①入札参加申込書〔様式1〕

②印鑑証明書

③（代理人が入札をする場合）委任状〔様式3〕

④証明書類

ア 法人の場合

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 個人の場合

・住民票

⑤直近2年度における自販機の設置を行った実績を証明する書類（使用許可書、契約書等の写し等、又は〔様式2〕）

※ 証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）とします。ただし、⑤の書類は除きます。

また、代理人が入札参加申込みを行う場合でも、「代表者」の証明書類を提出してくだ

さい

(3) 提出方法

(2) 提出書類を申込受付期間中に管財課まで持参してください。入札参加申込締切日の午後5時までに提出がない場合、又は提出書類に不備がある場合は、受付できませんのであらかじめ余裕をもって早めに提出してください。また、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

(4) 審査

管財課で書類の審査を行います。

8. 入札書の提出

入札参加申込書(様式1)等の書類審査の上、E-mail及び電話にてご連絡しますので、入札参加資格を得た参加者は、入札書(様式5)を提出してください。

(1) 入札書提出期間

令和5年2月22日(水)から令和5年2月28日(火)まで (必着)

(2) 入札書提出方法

持参、簡易書留郵便及び一般書留郵便

(3) 入札書提出先

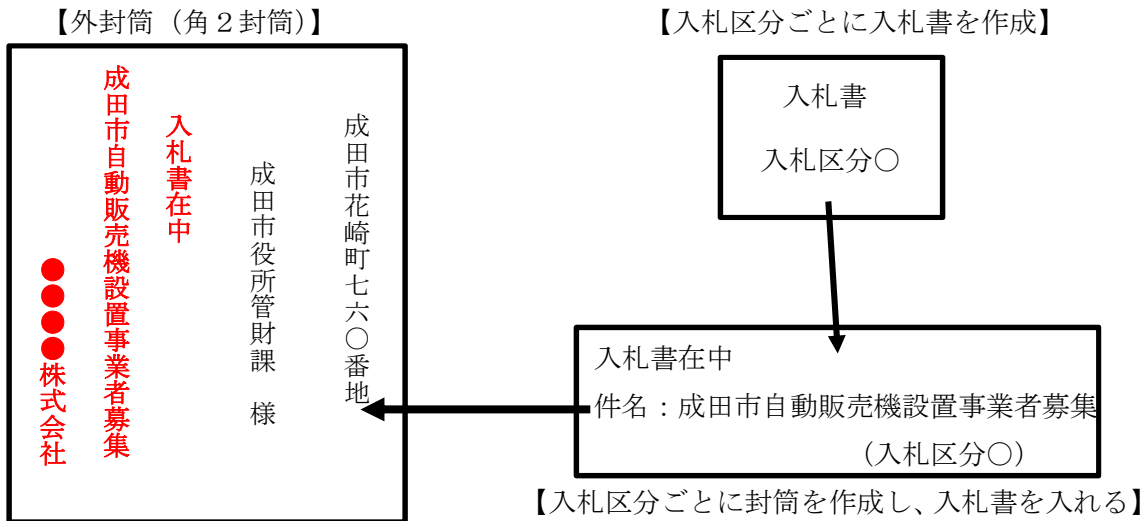
〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
成田市役所総務部管財課

(4) 入札書提出時に同封するもの

書類に不備等があった場合は、入札に参加することができなくなりますので、十分確認の上、不備等のないようお願いします。

| 入札書提出時に同封するもの | 説 明 |
|---------------|--|
| 入札書〔様式5〕 | 入札区分ごとに作成すること。 ※入札区分ごと封筒に厳封すること。 ※割印の有無は問いません。 |
| 委任状〔様式3〕 | 代理人へ委任しない場合は不要とします。 参加申込時に提出している場合は不要とします。 ※入札書を入れる封筒には入れないこと。 |

※入札書提出時のイメージ



※入札書のblankはホームページの入札関係様式からダウンロードしてください。

※代理人が入札する場合、委任状の代理人欄に記入している氏名及び押印している印鑑を使用してください。

9. 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

10. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格のない場合の入札
- ② 同一の入札区分に対して、2通以上の入札書を提出した場合。また、入札区分等の表記に不備があった場合の入札
- ③ 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- ④ 最低貸付料に達しない貸付料で入札した場合の入札
- ⑤ 入札書に記載した金額を訂正している場合の入札
- ⑥ その他指定した以外の方法により入札した場合の入札

1 1. 開札

(1) 開札日時及び場所

- ①日時 令和5年3月3日(金) 午後2時から
- ②場所 成田市役所講堂(本庁舎B2階)

(2) 開札方法

入札書の開札は、市の指定した入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行います。なお、開札は公開で行いますので、入札参加者及び入札参加者以外も自由に傍聴することができます。ただし、会場その他の事情により、傍聴人の数を制限させていただく場合があります。

1 2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

①入札区分B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L

- ・落札者の決定は、有効な入札のうち、物件ごとに設定されている最低貸付料以上で最高の価格を入札した方を落札者として決定します。
- ・落札者となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、くじ引きによって落札者を決定します。くじ引きは、入札事務に関係のない市職員が行います。

②入札区分A

- ・入札金額の高い入札者の上位3者を落札者とします。また、入札金額の高い入札者から順に物件番号①、②、③のうちから設置場所を選べるものとします。(設置場所の希望順位は予め入札書に記入するものとし、入札書提出後の変更は認められません。)
- ・落札者となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合(設置場所の優先希望に係る決定を要する場合を含む)は、くじ引きによって落札者等を決定します。くじ引きは、入札事務に関係のない市職員が行います。

(例示1)

| 入札者 | 入札金額 | 設置場所希望 順位1位 | 設置場所希望 順位2位 | 設置場所希望 順位3位 |
|-----|----------|----------------|----------------|----------------|
| a | 240,000円 | 物件番号① | 物件番号② | 物件番号③ |
| b | 230,000円 | 物件番号① | 物件番号③ | 物件番号② |
| c | 220,000円 | 物件番号③ | 物件番号① | 物件番号② |
| d | 210,000円 | 物件番号① | 物件番号② | 物件番号③ |

この場合の落札者は a、b、c となる。

入札金額順に設置位置を選べることから、a は物件番号①、b は物件番号③、c は物件番号②の設置位置となる。

(例示 2) 落札後、辞退者等があった場合

| 入札者 | 入札金額 | 設置位置希望 順位 1 位 | 設置位置希望 順位 2 位 | 設置位置希望 順位 3 位 |
|--------|-----------|------------------|------------------|------------------|
| a | 240,000 円 | 物件番号① | 物件番号② | 物件番号③ |
| b (辞退) | 230,000 円 | 物件番号① | 物件番号③ | 物件番号② |
| c | 220,000 円 | 物件番号③ | 物件番号① | 物件番号② |
| d | 210,000 円 | 物件番号① | 物件番号② | 物件番号③ |

入札金額上位 3 者のうちから辞退者等が出た場合、それ以降の順位を繰り上げる。

したがって、落札者は a、c、d となり、入札金額順に設置位置を選べることから、a は物件番号①、c は物件番号③、d は物件番号②の設置位置となる。

(2) 落札額及び契約額の決定

入札書に記載された価格（年額の貸付額）をもって落札額とします。

入札区分 A、B、C、D は落札額に契約年数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）、入札区分 E、F、G、H、I、J、K、L は落札額をもって契約金額とします。

1.3. 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に成田市と市有財産の一時貸付けについて契約を締結します。なお、契約は一覧表の各担当課と手続きを行います。

また、契約に際しての契約保証金は免除します。

(2) 正当な理由がなく指定期日までに契約を締結しない場合、又は、指定期日までの間に契約締結辞退届〔様式 6〕が提出された場合は、設置業者の決定を取り消し、入札金額の高い順に契約交渉を行います。

(3) (2) により設置業者の決定を取り消された者（指定期日までの間に契約締結辞退届〔様式 6〕が提出された者は除きます。）は、次回の入札参加資格がないものとします。

1.4. 入札結果の公表

入札結果につきましては、その内容（設置場所、落札金額、落札者）を公表します。

15. 各施設連絡先

総務部管財課（入札区分 A,B,C）

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地（市役所行政棟 4 階）

電話番号：0476-20-1552

ファックス番号：0476-24-1655

メールアドレス：kanzai@city.narita.chiba.jp

営業日：月曜日～金曜日

成田市立図書館（入札区分 D）

〒286-0017

千葉県成田市赤坂一丁目 1 番地 3

電話番号：0476-27-2000

ファックス番号：0476-27-4641

メールアドレス：tosho@city.narita.chiba.jp

営業日：火曜日～金曜日、土日祝日

経済部商工課（入札区分 E,F）

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地（市役所行政棟 4 階）

電話番号：0476-20-1622

ファックス番号：0476-24-2185

メールアドレス：shoko@city.narita.chiba.jp

営業日：月曜日～金曜日

土木部建築住宅課（入札区分 G,H,I,J,K,L）

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地（市役所行政棟 5 階）

電話番号：0476-20-1564

ファックス番号：0476-24-4354

メールアドレス：kenchiku@city.narita.chiba.jp

営業日：月曜日～金曜日